

児童生徒理解に基づく成長を支える生徒指導の充実

生徒指導では、生徒指導の定義 [提要P12](#) や実践上の4つの視点 [提要P14](#) に留意しつつ、多様な教育活動を通して、自発的・自律的に、他者の主体性を尊重しながら自ら決断し、行動する力（自己指導能力）の獲得を支えるよう、児童生徒に働きかけることが重要です。そのためには、諸課題の早期発見・組織的対応（リアクティブな生徒指導）とともに、特に、**すべての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育や発達支持的な働きかけ（プロアクティブな生徒指導）**を充実させる必要があります。

[提要P00](#) から、生徒指導提要の該当頁を確認できます。（デジタルテキスト版生徒指導提要は [こちら](#)）
また、[青字下線部](#)は関連資料のリンクとなっています。

困難課題対応的生徒指導

特別な援助が必要な児童生徒に対する組織的・継続的な支援 [提要P89](#)



学校内におけるチーム支援（校内連携型支援チーム）

○いじめや不登校等により特別な支援が必要なケースにおける、児童生徒理解や定期的支援に向けた方針等の共通理解を図ることを目的とした教職員によるチーム支援の実施

【構成メンバーの例】

生徒指導主事等・教育相談主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSW・学年主任・担任 等

- ・コーディネーター役の教員を中心とした情報収集
 - ・SC、SSW等による心理や福祉の観点からの見立て（アセスメント）
 - ・役割分担を明確にした組織的支援と定期的なケース会議による支援の評価
- ※「[ケース会議の進め方](#)」（「自殺の危機が高まった生徒への危機介入マニュアル」R4.8月 県教委）

学校外の専門家との連携によるチーム支援（ネットワーク型支援チーム）

○緊急事態等、校内だけでは対応が難しい事案に対する、学校外の機関等の専門性を活かした、危機介入や対応

【関係機関等の例】

・教育委員会・医療機関・児童相談所・市町村保健福祉部局・警察署・少年サポートセンター

- ・緊急事態発生時の教育委員会への速やかな報告と相談
- ・SCSV、派遣型SSW、特別支援教育専門相談員の積極的な活用
- ・犯罪行為として扱われるべきいじめに対する警察署と連携した対応

※「[SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう!!](#)」（R3.7月 県教委）

※「[自殺の危機が高まった生徒への危機介入マニュアル](#)」（R4.8月 県教委）

課題予防的生徒指導（早期発見対応）

気になる児童生徒の早期発見・対応



児童生徒の小さな変化の早期発見 [提要P83](#)

○児童生徒の危機のサインに気付く丁寧な関わりと観察の徹底

- ・日常の観察、定期相談、健康観察、アンケート等を通じた児童生徒の変化の早期発見
- ・表情やしぐさ等、児童生徒の変化に気付いた際の積極的な声掛け、チャンス相談

【危機のサインの例】

・成績の急激な下降 ・言動の変化（反抗、遅刻・早退の増加等）
・表情・態度・行動面の変化 ・身体に表れる変化（頭痛・あざ等）

※「[児童虐待から子どもたちを守るために](#)」（H3.12月 県教委）

※「[ヤングケアラーに係る啓発資料](#)」（R5.5月 県教委）

いじめの早期発見・解消 [提要P134](#)

○法に基づくいじめの積極的な認知と、学校いじめ対策組織による組織的な早期支援の実施

- ・いじめを受けた児童生徒の安全と安心の確保、不登校、仕返し被害等の未然防止
- ・いじめを行った児童生徒の背景に目を向けた成長支援（傍観者への支援を含む）

【解消の二条件】

① いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3ヶ月を目安）
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認（本人・保護者）

※「[いじめの解消に向けて大人たちができること](#)」（R4.11月の問題対応連絡委員会）

※「[いじめのサイン発見シート](#)」（H26.4月 文部科学省）

SOSを受け止める体制の整備と支援 [提要P21](#)

（機動的連携型支援チーム）

○担任の抱え込みを防ぎ、身近な教職員と連携したタイムリーな支援の実施

- ・学年会や部会等、既存の会議の場における生徒指導上の情報交換と共有、気になる児童生徒の洗い出し（スクリーニング）
- ・担任と学年職員、生徒指導主事等、比較的少人数のチームで連携した即応的・機動的な支援（機動的連携型支援チーム）
- ・命の危機、児童虐待、ヤングケアラー等への迅速・適切な支援
- ・支援の状況等の管理職への報告と、継続的な支援が必要となった場合の校内連携型支援チームの招集

※「[R4年度文科省調査](#)」の結果を受けた県内の対応について」（R5.10月 県教委）

※「[スクリーニング活用ガイド](#)」（R2.3月 文部科学省）

課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

全ての児童生徒に対する課題の未然防止に向けた教育・取組

SOSの出し方教育の推進 [提要P230](#)

○様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方・受け止め方に関する教育の実施

- ・年1回以上の意図的・計画的な授業の実施
- ・困ったときの相談窓口となり得る専門家と連携した授業の実施（SC、SSW、養護教諭、地域の保健師等）
- ・学校内外の相談窓口の周知

※[SOSの出し方・受け止め方指導プラン](#)（総合教育センター元年度長指導員研修会）

※「[県内相談窓口一覧](#)」（R6.2月 県教委）

いじめ防止教育の充実 [提要P132](#)

○学級活動や児童会・生徒会活動における、児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

- ・事例動画から児童生徒同士で検討したり、ロールプレイを行ったりする体験的な学びを取り入れた授業
- ・いじめを心理的・構造的・法的な視点から自分事として考える未然防止教育の実施
- ・法や学校いじめ防止基本方針の理解を深める授業

※[いじめに対する理解を促す動画教材](#)（R4.6月 文部科学省）

※「[ネットリテラシー向上動画教材・体験型Web教材](#)」（群馬県）

校内研修の実施 [提要P77](#)

○各校の実態に応じた生徒指導に関する校内研修の実施

- ・全国学力・学習状況調査「学校・児童生徒質問紙」結果の分析
- ・学校いじめ防止基本方針の理解と見直し
- ・「教育機会確保法」や「こども基本法」の基本理念の趣旨等についての共通理解

※[全国学力・学習状況調査に関する資料](#)（R5.8月 県教委）

※[校内研修シリーズ動画（テーマ別）](#)（独立行政法人教職員支援機構）

※[教育機会確保法パンフレット](#)（R5.10月 文部科学省）

問題行動等の未然防止教育の実施

○薬物乱用防止教室、情報モラル講習会（群馬県警）、非行防止教室（[県中学生非行防止プログラムの活用](#)）の実施

発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の成長を支える日常的な教職員による働きかけ

自己肯定感・自己有用感を育てる場面の設定

- 児童生徒が「1人の人間として大切にされている」と実感できる働きかけ
- ・学級集団において、他者の役に立っていると実感できる活動の工夫
- ・児童会や生徒会活動における異学年交流の積極的な実施
- ・ありのままの自分（長所・短所・個性）を肯定的に捉えることができる声かけ

※「[生徒指導リーフLeaf.18『自尊感情』？それとも『自己有用感』？](#)」（H27.3月 文部科学省国立教育政策研究所）

児童生徒と教職員との信頼関係づくり

- 教職員と児童生徒、児童生徒同士の共感的で温かな人間関係づくり
- ・児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ
- ・弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気確保
- ・児童生徒一人一人の強みを教職員間、児童生徒間で共有する場の設定

学級経営の充実 [提要P41](#)

○児童生徒が主体となって集団の質の向上に向かう、学級づくり

集団を育てる

- ・互いの考えや立場を認め合い、支え合う
- ・共に成長の喜びを実感し合う



個を育てる

- ・一人一人に活躍の場がある
- ・成長意欲が高まり、様々なことに挑戦する
- ・成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まる

安全・安心な居場所づくり

○児童生徒一人一人が安心して学校生活が送れるような風土づくり

- ・誰もが「分かる授業」「面白い授業」の展開に向けた授業改善
- ・児童生徒の基本的な人権や多様性への配慮
- ・異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気の確保
- ・落ち着いて生活することができる規範意識の醸成

※[こども基本法パンフレット](#)（R5.4月 こども家庭庁）

